

訪問看護事業所強化推進事業基盤強化費補助金交付要綱

平成30年 4月27日
福祉保健部長寿介護課

(趣旨)

第1条 県は、宮崎県地域医療介護総合確保基金条例（平成26年宮崎県条例第65号）第1条に定める基金を活用し、高齢者等が介護を必要とする状態になった場合でも住み慣れた地域において、必要な訪問看護サービスを利用できる体制を整備するために、予算で定めるところにより、訪問看護事業所が訪問看護師を新規雇用し当該職員の育成を図り、又は訪問看護師の資質向上を図るための経費等に係る補助金を交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知）及び補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次の各号によるものとする。

- (1) 「訪問看護」とは、要介護者又は要支援者の居宅において保健師、看護師及び准看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
- (2) 「訪問看護事業所」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項の規定による知事の指定を受けた訪問看護ステーション及び健康保険法（大正11年法律第70号）の指定を受けた病院又は診療所が法第71条第1項の規定により、同第41条第1項の知事の指定を受けたものとしてみなされる事業所（以下、「みなし指定事業所」という。）をいう。

(補助事業者)

第3条 第1条の規定に基づく補助金（以下「県補助金」という。）の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす訪問看護事業所の規模拡大のために人員体制の整備等を行う宮崎県内における訪問看護事業所の設置者とする。

- (1) 訪問看護事業所の所在地が別表中「補助基準額、補助率及び補助額」欄に掲げる市町村にあること。
- (2) 補助金の交付の申請時において、訪問看護ステーションの場合にあつては法第41条第1項の知事の指定を受けた後、又はみなし指定事業所にあつては事業所を開設した後、6月を経過していること。

2 補助事業者は公募するものとする。

(補助対象経費、補助率及び補助額)

第4条 県補助金の交付の対象となる経費及び補助金額の算定方法は、別表のとおりとする。ただし、対象となる経費は、県補助金の交付の決定のあったときから当該年度内の6か月間に要したものに限るものとする。

2 この補助金の交付額は、別表に掲げる対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じた額とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 所要額調書(様式第2号、様式第2号の2)
- (3) 就業規則(休暇及び研修に係る規定を含む。)、給与規程の写し
- (4) 納税証明書(県税に未納がないことの証明)
- (5) 特別徴収実施確認・開始誓約書(義務のある法人の場合)(様式第5号)
- (6) 誓約書(様式第6号)
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 主として特定の施設等への訪問看護の提供を行うものではないこと。
- (2) 地域の医師会等との密接な連携・協力が期待できること。
- (3) 就業規則(休暇及び研修に係る規定を含む。)、給与規程が整備されていること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 知事が規則第11条及び第12条の規定により報告を求め、実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- (6) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (7) この補助金の交付と対象経費を重複して、国及び本県の他の補助金を受けていないこと。
- (8) その他法、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(補助金等の交付の除外)

第7条 申請者(第1号から第3号までは役員を含む。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 第1号又は第2号に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 県税に未納がある場合

(5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第 321条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施していない場合又は特別徴収を開始することを誓約しない場合

(6) その他補助が適当でないと知事が認める者。

（申請の取下げのできる期限）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（事業の変更）

第9条 規則第10条第2項の規定により補助事業の内容、経費の配分又は執行計画を変更する場合は、訪問看護事業所強化推進事業基盤強化費補助金変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による訪問看護事業所強化推進事業基盤強化費補助金変更交付申請書の提出があつたときには、その内容について審査を行い、予算の範囲内で補助額の変更決定等を行い、申請者に訪問看護事業所強化推進事業基盤強化費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

（軽微な変更の範囲）

第10条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、事業実施に必要な経費の総額の20%以内の変更とする。

（補助金の交付方法）

第11条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により県補助金の支払いを受けようとするときは、訪問看護事業所強化推進事業基盤強化費補助金請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあつた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 事業実績書（様式第1号）

(2) 実績額調書（様式第2号、様式第2号の2）

(3) 増員した者に係る雇用契約書（訪問看護職員を増員した場合）

(4) 車検証の写し（訪問車両を購入した場合）

(5) その他知事が必要と認める書類

2 第5条第1項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をし、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第1項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をし、第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を仕入に係る消費税

等相当額報告書（様式第8号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（財産の処分の制限）

第14条 規則第21条第1項ただし書並びに同項第2号及び第3号の規定により知事の定める期間及び財産の種類は、次のとおりとする。

- （1）規則第21条第1項ただし書の知事の定める期間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、同令に定められている耐用年数に相当する期間
- （2）規則第21条第1項第2号及び第3号に定めるもの 1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、単価30万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行し、平成30年度の予算に係る訪問看護ステーション等基盤強化事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月2日から施行し、令和3年4月1日以降の令和3年度の予算に係る訪問看護事業所強化推進事業基盤強化費補助金に適用する。

別表

区 分	対象経費	補助基準額、補助率 及び補助額
<p>I 人材確保・育成</p> <p>訪問看護事業所が規模を拡大し、その基盤を強化するため、訪問看護職員の新規雇用及び育成等に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育成期間に係る当該年度に採用した新規雇用職員の人件費（給与、社会保険料等） ・ 新規雇用職員のOJT研修（同行訪問）に係る人件費、旅費 ・ 人材募集に係る広報費 ・ 外部からの研修指導者に係る人件費、旅費 ・ その他知事が必要と認める経費 	<p>補助基準額 3,000千円</p> <p>① 当該年度の4月1日時点において、全域が中山間地域に指定され、かつ、訪問看護ステーションが設置されていない市町村（宮崎市を除く。）</p>
<p>II 職員資質向上</p> <p>訪問看護職員の資質向上を図るため、新たに研修の受講等を行う場合に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会開催に要する講師謝金及び旅費、研修に使用する教材費、消耗品費、会場使用料 ・ 外部団体が開催する研修会等に参加する場合の旅費、研修に使用する教材費、消耗品費、参加費 ・ 医療機関との連携強化を図るための医療機関等が受入れを行う場合の研修受入費 ・ 代替職員を雇用した場合の代替職員に係る人件費 ・ その他知事が必要と認める経費 	<p>に設置する訪問看護事業所の場合 1/2以内 上限1,500千円</p> <p>② ①を除く市町村（宮崎市を除く。）に設置する訪問看護事業所の場合 1/3以内 上限1,000千円</p>
<p>III 備品等整備</p> <p>増員した訪問看護職員のために必要な備品等に要する経費（増員した訪問看護職員に必要な数に限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT機器（タブレット等）の購入、リース等に要する経費（事務手数料を含む。） ・ ICT機器を活用するため、環境整備に要する経費（モバイルルーター、アプリケーションソフト等） ・ 車両購入費 ・ 備品購入費、消耗品費 ・ その他知事が必要と認める経費 	<p>ただし、千円未満の端数が生じた場合には切り捨てる。</p> <p>中山間地域とは、宮崎県中山間地域振興条例（平成23年宮崎県条例第20号）により定義された地域をいう。</p>

【留意事項】

- 1 補助区分は、①Ⅰの単独、②Ⅱの単独、③Ⅰ及びⅡの組み合わせ、④Ⅰ及びⅢの組み合わせ、⑤Ⅱ及びⅢの組み合わせ、⑥Ⅰ、Ⅱ及びⅢの組み合わせで申請することができる。
- 2 いずれも各補助事業者において、補助事業者の給与規程、旅費規程、経理規程その他の各種規程に基づき支出することができる経費に限る。
- 3 補助は、年度ごとに申請が可能である。ただし、同年度中に事業所において増員を繰り返した場合であっても、年度中の申請は1回に限る。
- 4 補助事業者が複数の訪問看護事業所について申請する場合、補助金交付申請書は事業所ごとに申請する。
- 5 Ⅰに係る補助対象期間は、新規雇用等による増員後6か月間とする。ただし、人員募集に係る事業を行う場合は、募集に係る事業開始から最大6か月間とする。
- 6 Ⅰに係る増員する職員は、常勤職員、非常勤職員の別を問わない。また、待機や道具の保管、着替え等を行うための出張所等で、当該事業所と一体的な運営が行われるサテライトにおいて勤務する職員を含む。

なお、新規雇用等による増員とは、新規雇用のほか、同一法人における配置換による増員を含む。
- 7 Ⅰ、Ⅱの各対象経費に係る人件費について、新規雇用等により増員した職員の人件費や当該増員した職員への指導職員等の人件費を対象経費とした場合において、当該増員した職員又は当該指導職員が訪問看護等に従事したことにより診療報酬又は介護報酬を得た場合は、当該診療報酬又は介護報酬（利用者負担分を含む。）を対象経費から控除する。
- 8 Ⅰ、Ⅱの補助対象となる外部団体が行う研修は、訪問看護職員の資質向上等を図るための研修であって、当該分野に関連する研修に限る。具体的には、国、県、市町村、又は関係機関が行う研修（認定看護師教育機関における研修課程、指定研修機関が実施する特定行為研修のほか、日本看護協会、宮崎県医師会及び宮崎県看護協会等が実施する研修）等を想定するものであり、管理者育成のための研修を含む。
- 9 この事業の実施に伴い、寄付金その他の収入を得た場合は、対象経費から控除する。
- 10 補助事業者である訪問看護事業所の職員が他の事業所の職務を兼務する場合において、補助事業者以外から給与等が支払われるときは、他の事業に係る給与等は対象経費から控除するものとし、当該給与等がこの補助事業と他の事業で明確に区分できない場合は、合理的な方法を用いて按分し計上する。この場合、この補助事業と他の事業への従事状況を確認できるよう記録し保存する。